再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要													
事業名	砂防等事業(通常砂防事業)												
* * 1													
地区名	乗小路沢												
事業箇所	さょはししうしかわちょう 愛知県豊橋市 牛 川 町 地内												
事業のあ らまし	乗小路沢は、愛知県豊橋市牛川町にある渓流で、豪雨により土石流が発生する恐れがある。下流には、人家が密集した住宅地や道路などが存在し、土石流が発生した場合には、人命や財産に大きな被害が及ぶ危険性がある。 本事業は、こうした土石流による被害を防止するため砂防設備を整備するものであり、2004 年度に着手した。												
事業目標	【達成(主要)目標】 人家45戸及び県道、市道を土砂災害から保全する。 【副次目標】(必要に応じて記載する) なし												
			事業採択時(2004年)	再評価時(2020年)	変動要因の分析								
	事業期間		2004 年~2010 年	2004年~2024年	用地境界確定の遅れ 用地交渉の難航 事業損失補償対応 県道のトンネル工事との工程調整 エ事用道路のルート変更の検討								
	事業費(億円)		4. 40	6. 20	(1.80 億円増)								
計画変更の推移	経費 内訳	工事費	3. 25	4. 27 (*1)	(1.02 億円増)								
		用補費	0. 87	1. 52 (*2)	(0.65 億円増)								
		その他	0. 28	0. 41 (*3)	(0.13 億円増)								
	事業内容		砂防堰堤 2 基 工事費 1 号砂防堰堤 1. 40 億円 2 号砂防堰堤 1. 85 億円 (合計) (砂防堰堤 2 基) (3. 25 億円)	(*1) 工事費 1号砂防堰堤 1.87億円 (+0.47億円) 2号砂防堰堤 2.40億円 (+0.55億円) (合計) (砂防堰堤2基) (4.27億円) (+1.02億円))	砂防堰堤にかかる増額は、1.02+0.65+0.13=1.80億円(*1) 1 号砂防堰堤において振動対策のため小型機械による施工に変更し施工単価が増加し0.47億円増額した。2号砂防堰堤において労務費が計画時の1.5倍となっていることから0.55億円増額した。								
			用地補償費 0.87億円	(*2) 用地補償費 1.52 億円 (+0.65 億円)	(*2) 土地評価による用地単価の精 により 0.41 億円増額した。 振動により発生した事業損失 償により 0.24 億円増額した。								

						(*3)		(*3)						
			その他(調査設計費	<u>-</u>) -	その他(i	周査設計費》	振動による事業損失の	再発防止					
			0. 28 (意円		0.41億	円	のため、工事用道路の	ルートを					
						·-· (+0. 13 億l	円)	変更することとし、ル-	- -ト変更					
								の設計費 0.13 億円を増	額した。					
П	評価													
	1) 必要性	【事業採択日	時の状況】											
	の変化	R全するため、事業採択を受	らけた。 とけた。											
	【再評価時の状況】 保全対象の人家等は現存しており、事業採択時から7戸増え、全部で45戸に増加して 【変動要因の分析】													
1		事業の必要性に変化なし。												
①事業の必要性の変化														
必			A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。											
性			1	B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。										
変		В	C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。											
15		_		※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着										
	判定		+時.	」を「前但	沿曲	時」に直	き換えるこ	とができる。						
		理由】		ョナ・ティン	フムレ	ト 古業の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	= //_ +>						
		保全対象の. 	人多寺は翌	え行してい	ବ / = 0	り、争未り	必安性に多	21L/4 C。						
	1) 進捗状	【事業計画)	及び宝績】											
	況	TTANIE	【 手木											
	,,,	調査・設計 用地補償	4	>		→	2010 2011 2010	←→	ДВ					
		工種 <u>工事</u> 区分 1号砂防堰5			H	→								
		2号砂防堰均						-	-					
		事業費 前回計画 実績	画 0.25 0.15	3.50 3.19		0.65 0.33		0.13	4.40 3.80					
		(億円) 今回計		3.19		0.33		0.13 2.40	6.20					
		【進捗率】												
2				これまでの計画に対す 計画 実績				状况						
業		事業費(億F	[(D] [@		[②÷①] 86%	(3)	[②÷③] 61%						
の 進		工事費	1)	3.25	1.87	58%	 	44%						
捗		用補費		0.87	1.52	175%		100%						
②事業の進捗状況及び見込み		その他		0.28	0.41	146%	0.41	100%						
及 7.K		【施工済みの	の内容】											
良														
込み														
		【事後評価	こ準ずるこ	フォローア	ップ】									
		施工済みの	の 1 号砂阪	5堰堤の土	砂の打	甫捉量は2	,880m3 で、	全体 4,900m3 に対し、約5	58%の効					
		果が発現され	果が発現されている。											
	2) 未着手又 用地境界の確定、用地交渉及び1号堰堤施工時の工事車両の通行に伴う振動													
は長期化 業損失が確認され、その対応に時間を要した。また、2号堰堤直下にある県														
	┃ の理由 ┃事との近接施工協議の結果、トンネル工事完了後に堰堤工事に着手することとなった ┃ て2号堰堤の工事費増により工事期間が延長した。													
		■ て 2 号堰堤(ルエ事質増	雪により工!	事期間	ョか延長し	た。							

3) 今後の事 【阻害要因】 業進捗の 事業損失が発生したことにより地元からの事業に対する反対意見がある。 見込み 【今後の見込み】 計画の見直しにより、解決できる見通しである。 A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B: 次のいずれか(該当する項目に「O印」を付ける) これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、 一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成 が見込まれる。 В これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後 は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 判定 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要 因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、 ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。 【理由】 工事用道路の計画を別ルートに見直したため、地元の了解が得られる見通しがある。 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】 1) 貨幣価 有:事業費の増加、保全対象の人家戸数の増加 値 化 可 能な効 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】 果(費用 再評価時 区分 備老 **進年:2004年度** 対効果 事業費 3 85 9 7 8 費用 分析結 (億円) 果)の変 被害抑止効果 14.70 48.26 化 合計 (B) 14.70 48.26 効果 (億円) 保全人家戸数 38 45 (参考) 算定 0.73 km0.73km 道路 要因 費用対効果分析結果(B/C) 49 ※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。 ③事業の効果の変化 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】 ・(事業採択時) 土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案) (H12 年度版) (建設省河川局砂 防部 H12. 2)、治水経済調査マニュアル(案)(建設省河川局 H15. 3)に基づき算出 ・(再評価時) 土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)(H23 年度版)(国土交通省水管 理・国土保全局砂防部 H24.3)、治水経済調査マニュアル(案)(国土交通省水管理・国土保全局 R2.4)に基づき算出 【変動要因の分析】 ・1 号砂防堰堤において、振動による事業損失への対応で施工方法を変更したことにより、エ 事費が増加した。また、2 号砂防堰堤において、工事用道路のルート変更の設計の追加と労務 単価の増加、及び用地補償費の増加に伴い事業費が増加した。 ・宅地分譲による保全対象の人家戸数の増加、及びマニュアルの改定により間接的被害額が 便益に加算されたため、被害抑止効果が増加した。 2) 貨幣価 【事業採択時の状況】 値 化 困 | 該当なし 難な効 【再評価時の状況】 果の変 該当なし 【変動要因の分析】

化

該当なし

A:事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。

B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通し

がある。

C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通し が立たない。

【理由】

Α

・事業採択時と事業効果に大きな変化はないため。

Ⅲ 対応方針(案)

継続

判定

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続:上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

該当なし

【主な評価内容】

・土石流発生による砂防堰堤や保全対象の状況により評価する。

V 事業評価監視委員会の意見

VI 対応方針